

セラレタリ。

(参考)

皇室喪儀令第十五條ニモ「親王妃内親王王妃  
女王國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝ス」ト規定  
セラルルモ、本令制定後未ダ皇族ノ國葬ノ行ハレタルコト無  
シ。國葬ニ非ザル場合ニ關シテハ、皇室喪儀令第十四條ニ  
「親王妃内親王王妃女王薨去シタルトキハ三日以内  
ノ日數ヲ定シ廢朝スルコトアルヘシ喪儀ヲ行フ當日亦同シ」  
「前項ノ場合ニ於テハ宮内大臣之ヲ公告ス」ト規定セラレ、廢  
朝仰出アリテ始メテ廢朝ノコトナル。

(例) 昭和四年一月二十七日 元帥陸軍大將大勳位功四級 羽茂王殿下

薨去

同

日 薨去當日及御喪儀當日廢朝

皇室喪儀令(十三行全)三官并附

二、廢朝當日ハ休暇ナルヤ

仰出(宮内省告示第三號ヲ以テ告示)

廢朝ハ單ニ 聖上朝政ニ臨マセラレザルノ儀ニシテ、為ニ官  
廳學校等ガ當然休暇トナルモノニ非ズ。(明治二十年十二月六日  
宮内省内事課通牒)

(参照)

明治二十年十二月六日宮内省内事課通牒

島津前左大臣薨去ニ付廢朝被仰出候處右ハ

聖上朝政ニ臨マセラレザル儀ニテ官廳ノ常務ヲ廢スルニ無  
之候條為念及御通牒候也

然ルニ之ヲ當然休暇トナルモノト解シ、問合セ、向モ尠ラガ  
ルヲ以テ五月三十日定例事務次官會議ノ際、國葬當日  
在京諸官員ハ當該長官ノ心得ヲ以テ隨意參拜差許  
サルベキコトトシ、六月一日其旨内閣書記官長ヨリ左ノ如ク

通牒セリ。

内閣閣乙第二七號

昭和九年六月一日

内閣書記官長 堀切 善次郎

各省次官  
樞密院書記官長  
會計検査院長  
行政裁判所長官  
貴族院書記官長

宛(各通)

六月五日故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀ニ付テ  
ハ當日各長官ノ心得ヲ以テ東京所在諸官衙在勤ノ者ニ  
限リ隨意參拜ノ儀差許サレ然ルベク依命此段及通牒

内閣閣乙第二七號

並美濃縣(十三行全)(宮井)

昭和九年六月一日

内閣官房總務課長 横溝 光暉

内閣官房記録、會計兩課長  
内閣恩給、統計、印刷各局長  
法制、資源兩局長官  
賞勳局總裁

宛(各通)

六月五日故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀ニ付  
テハ當日各局課長ノ心得ヲ以テ隨意參拜差許サレ  
然ルベク依命此段及通牒候

三、官廳ノ弔旗掲揚

國葬當日各官廳ニ於テハ弔旗ヲ掲揚シ以テ弔意ヲ表  
スルコトトシ、六月二日其旨内閣書記官長ヨリ左ノ如ク通牒